

平成21年度以降の保険料軽減イメージ

【均等割】
均等割の7割軽減を受ける世帯の被保険者全員が、年金収入80万円以下（その他所得なし）の場合9割軽減

【所得割】
所得割を負担する方のうち、所得の低い方（年金収入153万円から211万円まで）について5割軽減

